

○陸上における不発弾等の発見時の措置について

平成19年 3月12日

道本生環第488号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長

陸上における不発弾等（戦時中に連合軍が投下又は艦砲射撃をした爆弾、砲弾等で不発のもの、旧日本陸海軍の弾薬類で布設、貯蔵、隠匿、埋没又は放棄されているものなどをいう。以下同じ。）及び狩猟者から廃棄依頼を受けた猟銃用残火薬類の処理については、これまで北海道警察と陸上自衛隊北部方面隊との不発弾等処理に関する協定について（昭53. 1. 19道本例規（保）第3号）により実施してきたところであるが、猟銃用残火薬類の処理に関して陸上自衛隊が協力を解消したこと及び陸上自衛隊の組織改編が行われたことにより、別添のとおり平成19年1月31日付けをもって、陸上自衛隊北部方面総監と北海道警察本部長との不発弾等処理に関する協定（以下「協定」という。）の一部を改正し運用していることから、今後の不発弾等の発見時の措置については、次のとおり行うので誤りのないようにされたい。

なお、北海道警察と陸上自衛隊北部方面隊との不発弾等処理に関する協定について（昭53. 1. 19道本例規（保）第3号）の通達は、平成19年3月12日付けで廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 不発弾等のみ陸上自衛隊に除去及び処理を要請することとなった。
- (2) 陸上自衛隊の組織改編に伴い、第5師団が第5旅団に縮小されたため、不発弾等の除去及び処理の当該要請先を第5旅団長に変更した。

2 不発弾等の発見時の措置

(1) 発見時の報告

ア 陸上において不発弾等が発見された場合は、札幌方面の警察署長にあつては警察本部生活環境課長を経由し警察本部長に、札幌方面以外の警察署長にあつては当該方面本部の生活安全課長を経由し当該方面本部長に対して不発弾等発見報告（別記様式）により電話で報告すること。

イ 前事項の報告を受けた方面本部長は、不発弾等発見報告の写しにより、警察本部生活環境課長を経由し警察本部長に報告すること。

ウ 前記ア及びイの事項の報告は、機雷又は機雷に類するもので陸上に漂着した物についても、同様とする。

(2) 自衛隊に対する要請

ア 前記(1)の事項の報告を受けた警察本部長又は方面本部長は、安全確保のために必要な指示を行うとともに、次表に掲げる要請先に対して、協定第4条第1項に規定する不発弾等の処理要請書（様式第1）により不発弾等の処理を要請すること。ただし、機雷又は機雷に類するものは、警察本部から海上自衛隊大湊地方総監部に直接処理を要請するので、陸上自衛隊に対する要請は行わないこと。

要 請 者	要 請 先	不 発 弾 等 発 見 地 の 管 轄 警 察 署
	第11師団長	中央、東、西、南、北、白石、豊平、厚別（厚別区）、手稲、江別、岩見沢、三笠、美唄、砂

警 察 本 部 長		川、滝川、赤歌、芦別、小樽、余市、倶知安及び岩内の各警察署
	第7師団長	厚別（北広島市）、千歳、栗山、夕張、伊達、室蘭、苫小牧、門別、静内及び浦河の各警察署
函館方面本部長	第11師団長	函館方面の各警察署
旭川方面本部長	第2師団長	旭川方面の各警察署
釧路方面本部長	第5旅団長	釧路方面の各警察署
北見方面本部長	第5旅団長	北見、網走、美幌及び斜里の各警察署
	第2師団長	紋別、遠軽及び興部の各警察署

イ 前事項の場合において、緊急かつやむを得ない場合には、口頭で要請し、事後速やかに不発弾等処理要請書を当該要請先に送付すること。

(3) 不発弾等の引継ぎ

陸上自衛隊への不発弾等の引継ぎに当たっては、火薬類取締業務を担当する巡査部長以上の警察官が立ち会い、数量等を確認の上、協定第5条に規定する処理依頼不発弾等引渡（受領）書（様式第2）により引渡しの際の経過を明確にしておくこと。

3 陸上自衛隊との連携

警察本部生活環境課及び各方面本部の生活安全課において火薬類取締業務を担当する職員は、平素から対応する総監部、師団又は旅団の担当者と緊密な連携を保持し、不発弾等の処理が円滑に行われるよう十分配慮すること。

別添

陸上自衛隊北部方面総監と北海道警察本部長との不発弾等処理に関する協定

昭和53年1月19日

改正 平成19年1月31日

陸上自衛隊北部方面総監と北海道警察本部長は、不発弾等の処理について次のとおり協定する。

陸上自衛隊北部方面総監

田 中 象 二

北 海 道 警 察 本 部 長

半 田 博

(趣旨)

第1条 この協定は、北海道警察本部長が陸上自衛隊北部方面総監に対し、不発弾等の除去及び処理を要請する手続等に関し、必要な事項を定める。

(適用の範囲)

第2条 この協定は、陸上において発見された不発弾等を処理する場合に適用する。

(要請及び受理)

第3条 北海道警察本部長は、不発弾等の発見地を管轄する方面本部長にその不発弾等の除去及び処理を要請させ、北部方面総監は、当該不発弾等の発見地を警備担当地区とする師団長又は旅団長(以下「師団長等」という。)にそれを受理させる。

2 要請者と受理者との関係は、別表のとおりとする。

(要請の方法)

第4条 除去及び処理の要請は、原則として不発弾等の処理要請書(様式第1)により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合には、口頭で要請することができる。

2 前項ただし書の規定により口頭で処理の要請をした方面本部長は事後速やかに師団長等に対し処理要請書を送付しなければならない。

(授受等)

第5条 処理すべき不発弾等の授受は、警察と陸上自衛隊の責任者が双方立会のうえ数量等を確認し、処理依頼不発弾等引渡(受領)書(様式第2)により授受の経過を、明確にして行うものとする。

付 則

この協定は、昭和53年1月30日から効力を発する。

附 則

この協定は、平成19年2月1日から効力を発する。

別表

受理者 (要請先)	要 請 者	不発弾等発見地の管轄警察署
第2師団長	旭川方面本部長	旭川方面の各警察署
	北見方面本部長	紋別、遠軽及び興部警察署
第5旅団長	北見方面本部長	北見、網走、美幌及び斜里警察署
	釧路方面本部長	釧路方面の各警察署
第7師団長	北海道警察本部長	厚別、千歳、栗山、夕張、伊達、室蘭、苫小牧、門別、静内及び浦河警察署
第11師団長	北海道警察本部長	中央、東、西、南、北、白石、豊平、厚別、手稲、江別、岩見沢、三笠、美唄、砂川、滝川、赤歌、芦別、小樽、余市、倶知安及び岩内警察署
	函館方面本部長	函館方面の各警察署

注 厚別警察署が管轄する区域のうち、発見地が北広島市の場合は第7師団長へ、札幌市厚別区の場合は第11師団長へそれぞれ要請するものとする。

※別記様式、別紙等省略